

(別添5)

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二第二項第二号ただし書、第四十九条の八の二の二第二項ただし書、第四十九条の八の二の三第一項第一号ハの規定に基づき、平成二十九年総務省告示第二百九十四号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
<p>[一 略]</p> <p>二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>[1~3 略]</p> <p>[削る]</p> <p>三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzの無線設備のキャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。なお、設備規則第四十九条の八の二の第三項第二号ニただし書の規定によるもの以外の場合にあつては、(一)から(三)の受信電力に最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を加えることができる。</p> <p>[イ・ロ 略]</p> <p>(三) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が中心周波数一、八九九・一MHzの電波を放射しようとする場合、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が、(二)八デシベル以下である場合に限り、電波の放射</p>	<p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>[1~3 同上]</p> <p>4) 同一の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶していない二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の親機を介さない無線通信を行う場合にあつては、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(一) 一、八九五・六一六MHzの周波数の電波を使用すること。</p> <p>(二) 通話時間は、最大三〇分であること。</p> <p>(三) 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上(最低二秒とする。)電波の放射を停止するものであること。</p> <p>三 [同上]</p> <p>[1・2 同上]</p> <p>3 [同上]</p> <p>[イ・ロ 同上]</p> <p>(三) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が電波を放射しようとする場合、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が、(二)八デシベル以下である場合に限り、電波の放射が可能であること。</p>

(別添5)

が可能であること。 [4 略] [別表・別図 略]	[4 同上] [別表・別図 同上]
備考 表中の [] の記載は注記もある。	

(別添5)

附 則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。